



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

廃乾電池を回収します

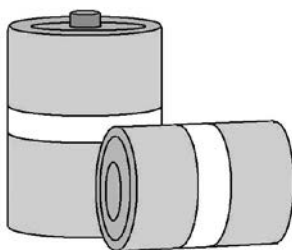
回収日：10月26日(日)

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。

以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。回収袋は保管用としてご使用ください。

●場所：各地区の

大型ごみ収集場所



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納を希望される場合は、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていないければ追納はでき

ません。

- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

- ・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択

ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受ける

できます。

- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

- ・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

追納のお申込み・ご相談は
田辺年金事務所(☎0739・24・0323)もしくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

ためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することが可能です。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます)

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、田辺年金事務所
(☎0739・24・0323)
もしくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成27年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
- ※（注）・年度途中に満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可（但し、助成額は月割り交付となります）。
- ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	印南交通	☎42・0105
川上タクシー	☎24・0200	南部タクシー	☎0739・72・2133
中紀河南タクシー	☎24・1001	介護タクシーふくしん	☎20・5272
港タクシー	☎65・3100	愛あいケアタクシー	☎20・1090
御坊有交タクシー	☎22・4141		

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------



お問い合わせは、県庁循環型社会推進課（☎073・441・2692）または、御坊保健所（☎22・3481）まで。

有害なPCBを含む電気機器（トランス、コンデンサ、照明用安定器など）を使用または保管されている場合は、PCB特別措置法に基づき届出が必要となります。事業所等の電気室、キュービクル、保管倉庫などの点検をお願いします。届出がなされていない場合は、直ちに届出を行うとともに、適正に保管、処理をする必要があります。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む電気機器を使用または、保管していないか、点検を行ってください。

PCB含有電気機器についてのお知らせ

PCB 和歌山県 検索